







三月三十一日から、新しく松原二丁目(松原商店街・銅像園)、末広一丁目、末広二丁目(本庄町、西与賀町、鍋島町の各一部が公共下水道の供用開始区域に加わりました。

これで公共下水道認可区城九百六十七ヘクタールのうち約五十五パーセントの区域が整備されたことになります。公共下水道は、河川の淨化にも大きな役割をはたし

ています。これまで供用開始された区域で、まだ下水道を利用されていない家屋は、「一日も早く下水道に接続し、快適な生活環境づくりをいたしましょう。

**義務になる排水設備**

公共下水道が供用開始になると、その区域内の建物の所有者は、次のことが義務づけられています。

①風呂や台所などの污水は、

遅滞なく公共下水道に接続

しなければなりません。

②既設のし尿浄化槽は、そ

の機能を廃止して公共下水

道に接続しなければなりま

せん。

③くみ取り便所は、三年以

内に水洗便所に改造しな

ればなりません。

④家屋の新築や増改築の場

合は、公共下水道に接続さ

れた水洗便所でなければ建

築の許可がなされません。

〈排水工事は指定店で〉

汚水を公共下水道に流す

ための排水設備の工事は、

市が指定した「公共下水道

排水設備指定工事店」でな

ければ施工できません。

指定工事店があなたに代つ

て行います。書類はよく確

かめて、あなたの自身で署名

や押印をしてください。

あつ旋

5月11日～5月20日 春の全国交通安全運動

安全はまずわが家から職場から

5月11日～5月20日 春の全国交通安全運動

安全はまずわが

